

岩手県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（昭和51年岩手県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
[略]		[略]	
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき <u>50円</u> に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき <u>40円</u> に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>150円</u> に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額	3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき <u>80円</u> に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。